

## 津幡町結婚祝品交付要綱

平成25年10月23日

津幡町告示第102号

### (目的)

第1条 この要綱は、婚姻後間もない夫婦に結婚祝品を交付することにより、未婚者の婚姻を奨励するとともに、本町への定住を促進し、町の活性化の推進に資することを目的とする。

### (結婚祝金の交付)

第2条 町長は、次に掲げる要件のいずれにも該当する夫婦に、結婚祝品として3万円相当の商品券を交付する。

- (1) 夫及び妻が、本町に住所を有し引き続き3年以上居住する意思があること。
- (2) 夫及び妻が、婚姻日（婚姻の届出をした日をいう。以下同じ。）から3月以内までに本町に住所を有していること。
- (3) 夫又は妻のいずれかの者の年齢が、婚姻日において40歳以下であること。
- (4) 夫及び妻のいずれかが結婚祝金又は結婚祝品の交付を受けたことがないこと。
- (5) 夫及び妻が、町税等（津幡町の条例、規則等に定める税及び料金等をいう。以下同じ。）を滞納していないこと。

### (交付申請)

第3条 前条の規定により、結婚祝品の交付を受けようとするものは、婚姻日から起算して3月以内に、津幡町結婚祝品交付申請書（様式第1号）により、次の書類を添えて町長に申請しなければならない。ただし、町長は、必要があると認めるときは、当該申請期間を延長することができる。

- (1) 戸籍全部事項証明書、戸籍謄本又は婚姻届受理証明書（本町以外に本籍を有する者。ただし、婚姻日に本町に住所を有する者を除く。）

### (交付決定)

第4条 町長は、前条の規定による結婚祝品の交付申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の適否を決定する。

2 町長は、前項の規定により交付の決定をしたときは、津幡町結婚祝品交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは、津幡町結婚祝品不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

### (交付請求等)

第5条 前条第2項の規定により、交付決定及び確定の通知を受けた者は、津幡町結婚祝品交付請求書（様式第4号）により結婚祝品を請求するものとする。

2 前項の規定により、結婚祝品の交付を受けた者は、津幡町結婚祝品受領書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（返還）

第6条 町長は、偽りその他不正の行為により結婚祝品の交付を受けた者に対し、当該夫婦から結婚祝品の相当額の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は、前項の規定により結婚祝品の相当額の返還を決定したときは、津幡町結婚祝品返還決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公表の日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

2 この要綱は、令和8年12月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前までに提出された婚姻届に係る祝品の交付及び交付された祝品の返還については、同日以後も、なお従前の例による。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（宛先）津幡町長

申請者 住所  
氏名 印  
連絡先

津幡町結婚祝品交付申請書

津幡町結婚祝品交付要綱第2条の規定により結婚祝品の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

（フリガナ）		
氏 名	（夫）	（妻）
生 年 月 日	年 月 日（ 歳）	年 月 日（ 歳）
婚 姻 日 （ 届 出 日 ）	年 月 日	
申 請 額		
備 考		

※下記の欄は、夫及び妻ともに署名・押印してください。

承諾書・宣誓書	
（宛先）津幡町長	
下記の結婚祝金の審査に必要な調査等について承諾するとともに、交付の条件を満たしていることを宣誓します。	
①申請に必要な、戸籍及び住民基本台帳の登録等の状況	
②申請に必要な、町税等の納付状況	
③3年以上津幡町内に居住します。	
④過去に津幡町結婚祝金交付要綱、または津幡町結婚祝品交付要綱の規定による結婚祝金、または結婚祝品を受領していません。	
氏名 _____ 印 _____	氏名 _____ 印 _____
（ _____ ）	（ _____ ）
※④に該当しない場合は、氏名欄下の（ ）内に「④非該当」と記入してください。	

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

様

津幡町長

津幡町結婚祝品交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付で申請のあった津幡町結婚祝品について、下記のとおり交付することに決定したので津幡町結婚祝品交付要綱第4条の規定により通知します。

記

交付決定額	
備 考	

(注意)

偽りその他不正の行為により結婚祝品の交付を受けた場合、結婚祝品相当額の全部又は一部を返還していただきます。

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

様

津幡町長

津幡町結婚祝品不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった津幡町結婚祝品について、下記のとおり交付しないことに決定したので津幡町結婚祝品交付要綱第4条の規定により通知します。

記

不交付の理由	
備 考	

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）津幡町長

申請者 住 所  
氏 名  
連絡先

印

津幡町結婚祝品交付請求書

年 月 日付 第 号で交付の決定及び額の確定通知があった津幡町結婚祝金  
について、津幡町結婚祝品交付要綱第5条の規定により請求します。

記

交付請求額

内 訳 交付決定額

様式第5号(第5条関係)

(宛先) 津幡町長

津幡町結婚祝品受領書

【請求者(申請者)記入欄】

結婚祝品(                      円分)の受領にあたり	
<input type="checkbox"/> 請求者(申請者)本人が受領します。	
<input type="checkbox"/> 受領を以下の者に委任します。	
-----	
受任者住所:	
受任者氏名:	(委任者との関係:                      )
	年      月      日
委任者住所:	
委任者氏名:	印

【受領者記入欄】

年      月      日に結婚祝品(                      )を受領しました。	
受領者住所:	
受領者氏名:	印

(注) この用紙は、商品券受領の際に忘れずにお持ちください。

また、受け取りの際には、「津幡町結婚祝品交付決定通知書兼確定通知書」、「受領者が確認できる身分証明書(運転免許証等)」及び「受領者の認印」が必要です。

※町役場使用欄

身分証明書種類	免許証・保険証・その他(                      )
商品券番号	番      ~      番

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

様

津幡町長

津幡町結婚祝品返還決定通知書

津幡町結婚祝品交付要綱第6条の規定による津幡町結婚祝品の返還を下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 結婚祝品の交付相当額
- 2 返還額
- 3 返還の決定理由
- 4 返還方法



様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第5条関係)

様式第6号 (第6条関係)